

各ワーキングチームからの報告事項

2025/3/24 デジタル社会共通機能グループ データ標準化・品質向上支援担当

有識者会議及び各WTの論点

2025年1月7日
第1回地方公共団体情報システムにおける文字の標準化に関する有識者会議資料より抜粋

会議体	論 点
有識者会議	<ul style="list-style-type: none">自治体における文字同定作業の進捗、文字の移行スケジュールなどを踏まえ、課題やその対応策などの検討を行っていくべきではないか。地方公共団体情報システムにおける文字の標準化に関して、その取組に関しオープン化していくべき項目等としては何が想定されるか。行政事務標準文字に係る国際標準化に関して、自治体における基幹業務システムの統一・標準化への取組を踏まえ、どのようなスケジュールで進めていくべきか。
広報WT	<ul style="list-style-type: none">一部の国民の氏名等の文字がデザイン差の範囲で包摂されることを周知する際、わかりやすい言葉で、どのような影響があるのかを具体的に示すには、どのような広報が必要か。自治体における住民への説明・対応、自治体の幅広い職員が文字標準化に係る取組みを把握するといった観点から、国として行うべき対応として何が想定されるか。文字の標準化に関して国がオープンにしていくべき項目等としては何が想定されるか
専門WT	<ul style="list-style-type: none">同定できない文字が改製不適合戸籍の場合は、一旦、外字として登録すると共に、デジタル庁に当該文字を届け出ることとしているが、この前提を踏まえ改製不適合戸籍の方の標準準拠システムにおける取扱い（同定または代替）として、どのような手順が適切か。次年度以降、改製不適合戸籍の方の標準準拠システムにおける取扱いに必要な検討体制はどのようなものか。行政事務標準文字に係る国際標準化に関して、自治体における基幹業務システムの統一・標準化への取組を踏まえ、どのようなスケジュールで進めていくべきか。氏名等以外の漢字に係る取扱いを含め、行政事務標準文字を用いる範囲につき、今後どのように考えていくか。

1. 広報ワーキングチームからの報告事項

国としての一般的な広報

【現状】

- ・ テレビCMや各種メディア等で国による大々的な広報をしてほしいという意見がある一方で、該当者へ個別にアプローチすべきという意見もある。なお、個別の通知を送る人/送らない人の基準を国で一律に定めるのは困難。
- ・ デジタル庁のホームページにおいては、文字の標準化の取組に係る資料のみ掲載されている状況であり、国民向けの内容とはなっていない。

検討

- ・ 当面、来年度のできるだけ早いうちに、デジタル庁のホームページに一般向けの文字の標準化に係る内容を掲載することとしてはどうか。
- ・ その他の媒体における広報については、自治体等の意見も踏まえ、その実施の必要性も含めて検討していくこととしてはどうか。
- ・ 自治体で発行されている帳票については本人確認（金融機関等）、必要書類（運転免許証等）その他（学校）など様々な場面で活用されており、関係省庁等と連携しつつ、そういった機関への情報共有・連携をしていく必要があるのではないか。

広報WTでのご意見

- ・ テレビCMなど、大々的にプッシュする必要まではない。基本的な広報の在り方としては、自治体向けにはプッシュで、勉強会や広報の資料も提供させていただく。国民向けには、調べたいと思ったときに情報があるよう、プル型でフォローするような広報がよい。
- ・ これまでの議論から、対象となる方の数が極めて少ないと考えられるため、予算をかけてメディアやマスコミを使った広報をする必要があるのか。むしろ、当事者になった方にいかに納得していただけるかが問題である。
- ・ 市区町村だけでなく広域自治体（都道府県、広域連合）にも周知をした方がよい。

【意見のとりまとめ】

- 同定対象の住民へ個別に通知すべきかは、各自治体の判断に委ねる。
- デジタル庁のホームページで、広報資料の内容を踏まえ行政事務標準文字の概要や背景・理由・意義等基本的な事項を掲載する。
- 戸籍システム及び戸籍附票システムは今般の自治体システムの文字の標準化に際しては、その文字について変更がない旨伝える。
- 公的書類への影響につき、今後関係省庁に確認を行った上で、デジタル庁のホームページ等においてその内容を伝える。
- 公的書類への影響については、各省庁向けに関係団体に周知依頼する旨の事務連絡を発出する。

自治体における住民向けの広報

【現状】

- 各自治体における広報としては、自治体広報誌、自治体ホームページにおいて実施することが想定される。
- 一方で、現状、自治体において活用できる広報資材などは国から提供できていない。

検討

- 自治体広報誌、自治体ホームページに文字の標準化に係る内容を掲載する際の**文例**などについても提供する方向で検討してはどうか。
- なお、国の広報における対応と同様、上記の資材等については、分かりやすいように平易な内容とするべきではないか。
- 文字の変化が「デザインの差」である場合は、同定対象の住民への通知を国として求めることは不要ではないか。

広報WTでのご意見

- 共通リーフレットなど、自治体間のばらつきがなく統一的な対応が取れるような何らかの手立てをご用意いただきたい。
- 「これがあれば大丈夫です」、「もう少しこのようなものがあればいいのではないか」など市区町村で実際に使う方の意見を聞き、現場で対応する方にとって、活用しやすいものをつくっていただきたい。

【意見のとりまとめ】

- 実際に広報資材を利用する幾つかの基礎自治体に意見を聞いたうえで広報資材（自治体広報誌、自治体ホームページ、市民向けリーフレット）の提供を行う。

【継続検討事項】

- デジタル庁のホームページ等で、国民や自治体職員が文字を確認できるページを用意する。

自治体の窓口における住民への説明・対応

【現状】

- 文字の標準化に関しては、住民からの質問や意見などの対応は、各自治体の窓口において行われることが想定される。また、標準準拠システムが20業務と多岐にわたっていることから、当該窓口において対応する自治体職員は、必ずしも文字の標準化に詳しい職員とは限らない。一方で、国においては、文字の標準化に係る取組という内容のみ掲載しているのみであり、文字の標準化に関わっていない自治体職員がその内容を把握できるような資料などは提供できていない。

検討

- 文字の標準化に関わっていない自治体職員がその一般的な内容を把握できるよう、デジタル庁において、自治体内で活用できる基礎資料を作成し、各自治体に提供することとしてはどうか。
- 住民から質問、意見などが寄せられた場合に活用できるよう、想定されるFAQを配布してはどうか。

広報WTでのご意見

- それぞれの現場において対応している課題につきフィードバックを得ることも非常に有益だと思う。それを人力で行うと集計が大変だと思うので、チャットボットの的なものを作り、ほとんどの問い合わせはチャットボット及びFAQで対応し、その際、どのような問い合わせが何件程度あったか統計を取り、どのような問題があるかが可視化できてよいのではないか。

【意見のとりまとめ】

- 自治体内で活用できる基礎資料を提供する。
- 窓口対応マニュアル、想定されるFAQを提供する。
- 自治体職員が相談を受けた際に、回答の参考情報を得られるよう、チャットボット等を設置する。

【継続検討事項】

- 自治体におけるトラブル等の事案への対応方法として、FAQの蓄積・更新・共有を行う。
- 包摂ガイドラインにおける例示の文字の充実を図る。また、当該例示文字はホームページに掲載する。

2. 専門ワーキングチームからの報告事項

改製不適合戸籍の方の氏名の標準準拠システムにおける取扱い

検討

- 各地方公共団体は『文字同定手順書_1.1版』に従い、行政事務標準文字への同定作業を行っている。それでもなお、同定できない文字は、デジタル庁へ提出することとしており、関係省庁や複数の自治体や事業者から意見を伺い、提出様式案を作成し、本WTでも構成員のご意見を賜ったのち、自治体へ発出することを想定。
 - 原則、2025年度までに同定作業を終えることとしているが、同定作業完了時期や文字要件への適合の経過措置期限に関するスケジュールが具体的に定めるか。
 - 自治体の同定作業に際し、技術的助言ではなく、法的に義務付けるべきか。現時点は標準仕様等で考え方を示しているものであり、今後、どのような内容を省令化していくか。
- ※検討に先立ち、法務省から改製不適合戸籍の概要・現状について説明を受け、改製不適合戸籍に係る自治体現場における対応などについて質疑を行った。

専門WTでのご意見

- 実際の自治体でこういう字形もこの氏名については使われているというものも合わせて示していただけると、今後の文字同定が非常にやりやすくなる。
- 代替した場合に、戸籍と住民票の字体が違うということで、ご本人にとってどういう影響が生じるのか。また、それを緩和なり軽減できる方策があるのか、それを示した上でご本人に了解を取るのか取らないのかとか、そういったことも議論する必要があるかと思う。

【意見のとりまとめ】

- 改製不適合戸籍の提出様式の確定（3月17日に事務連絡を発出し自治体へ提供済）

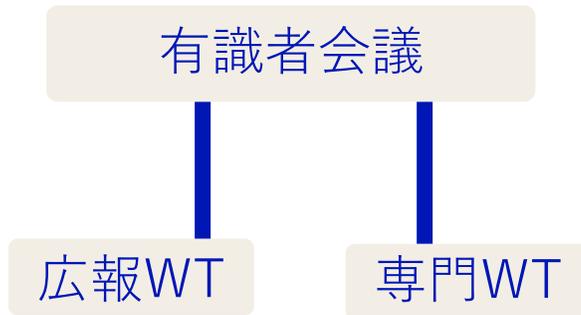
【継続検討事項】

- 改製不適合戸籍を多く抱える自治体へのヒアリング
- 戸籍と住民票の字体が異なることによる、ご本人や関係各所への影響の精査
- 代替時の本人への意思確認及び本人への情報提示の必要性
- 改製不適合戸籍の方の氏名等で使用されている文字など同定できない場合の対応方法を検討
- 同定作業完了時期や文字要件への適合の経過措置期限に関するスケジュール及び省令化の内容

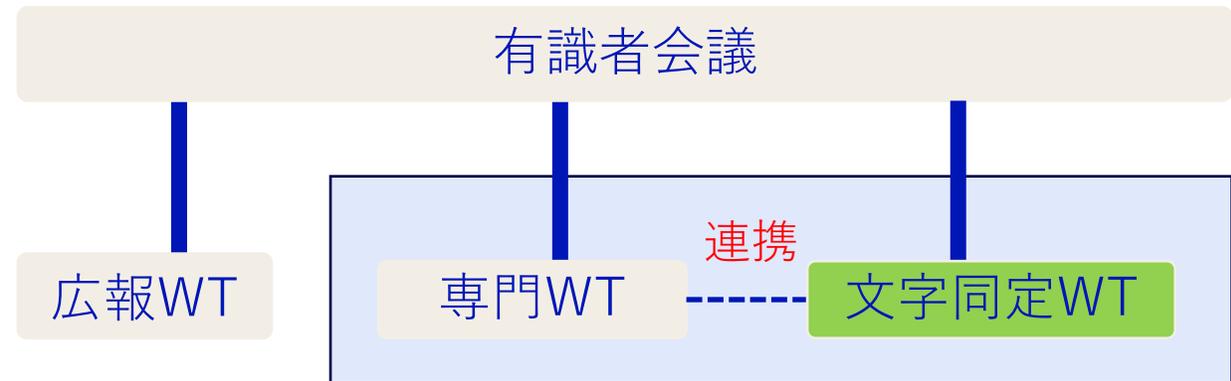
地方公共団体から提出のあった氏名等で使用されている改製不適合戸籍の文字の代替・同定先文字の検討体制

- 地方公共団体から提出のあった、改製不適合戸籍の方の氏名等で使用されている文字の代替及び同定先文字を検討することを目的とし、専門WTとは別建ての文字同定ワーキングチームを、以下のように設置するのが望ましいか。

【現在】



【今後】



検討

【意見のとりまとめ】

- 現在は、有識者会議の下に、広報WT及び専門WTを設けることとしている。今後は、自治体から提出のあった、氏名等で使用されている改製不適合戸籍の文字の代替及び同定先文字を検討することを目的とし、専門WTとは別建ての文字同定ワーキングチームを設置し、自治体から提出のあった文字に対する検討を行う。

国際標準化の目標時期及び暫定措置等に関する検討を行った。

行政事務標準文字の国際標準化までのステップ

STEP 1

文字情報基盤文字への追加文字の決定

行政事務標準文字に含める文字情報基盤外の文字（漢字・変体仮名等）を令和5年度に決定

STEP 2

文字の区分け

STEP 1 で追加するとなった文字についてIVD登録、水平拡張、新規追加のどの方法で登録するか区分けを行う

STEP 3

UCSへの登録

STEP 2 において区分けした方法でそれぞれUCS等への登録手続きを進める

検討

【国際標準化が完了するまでの暫定措置】

- ・ 文字符号位置については、国際標準化が完了するまでの間、暫定的にPUP（私用面：Private Use Plane）を使用する
- ・ UCSの規定により、PUPを使用した情報の授受をする際には、当事者間の合意の下で利用が必要となることから、外部システム等との連携の際には行政事務標準文字（MJ+）の文字名とPUPの対応テーブルを共有することとする。

【国際標準化への手順】

- ・ 行政事務標準文字のうち、国際標準化を行っていない漢字等については、国際標準化を目指す必要がある。
- ・ 文字情報基盤の管理団体である一般社団法人文字情報技術促進協議会及び国際標準であるUCS（Universal Coded Character Set）への登録の日本の窓口である一般社団法人情報処理学会情報規格調査会SC2専門委員会と連携を密にしながら、国際標準化の検討をする。

【意見のとりまとめ】

- 2027年度にISO/IEC 10646がメジャーバージョン予定であり、そのタイミングに合わせてMJ+の国際標準化を目指す。

登記データ連携に係る対応方針（案）

2024年9月25日

第7回デジタル関係制度改革検討会を抜粋のうえ一部加工

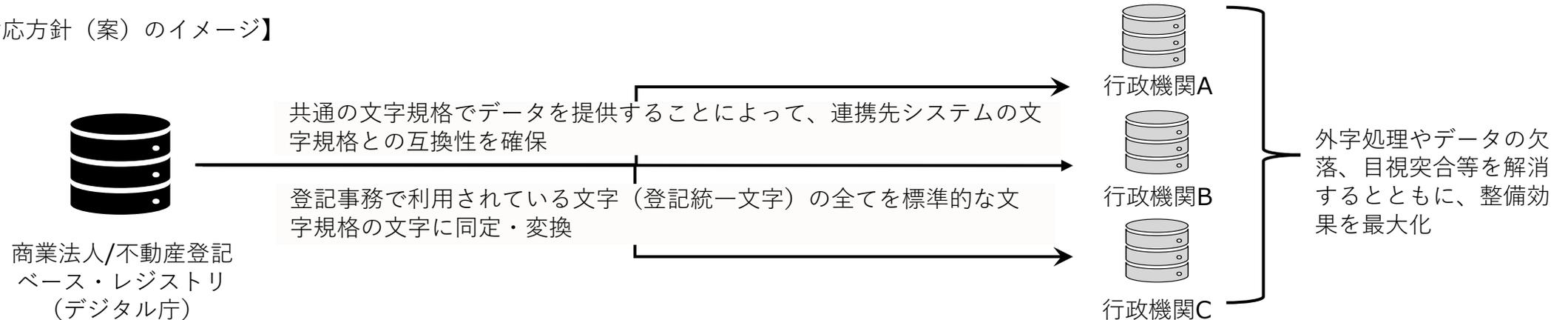
- 各行政機関システムにおける外字処理やデータの欠落、目視突合等の課題を解消し、行政運営の効率化等を図るため、ベース・レジストリから登記データを提供する際の文字規格は、行政事務標準文字(MJ+)をベースに検討すべきではないか。

※行政事務標準文字(MJ+)が登記統一文字を網羅的に対応しているか否かについては、今年度末までに検証を行う予定。

※提供先の行政機関のニーズ（例：登記データを連携することによってシステム上に予め表示させた提出情報を申請者（国民）にも確認してほしい、連携された登記データを行政機関等のパソコン端末等でも表示したい など）によっては、最新のJIS規格に変換したうえで提供することも想定（ベンダー独自の文字規格等を採用した場合の弊害を踏まえて、ベンダー独自の文字規格等は採用しない。）。

※これらの課題の解消を通じて、約3.1億円の費用削減に寄与できる見込み。

【対応方針（案）のイメージ】



専門WTでのご意見

固定資産や法人の課税等の関係も含めて、自治体側も影響するので、自治体と意見調整のうえ検討していただきたい。

【継続検討事項】

- 現時点において登記統一文字のうち行政事務標準文字に対応していないと考えられる文字は、使用実績を踏まえると約4,000文字と見込まれているが、氏名等以外の漢字に係る取扱いについて、登記データ連携の際に使用する文字規格はMJ+の範囲として扱うか。

デジタル庁
Digital Agency